

岩手県告示第237号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和元年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関 の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社東京建築検査機構	事務所の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号	令和元年9月17日